

貸金庫利用規定

1. 契約の成立

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から翌年の3月31日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、4月1日より翌年の3月31日までの1年間継続されるものとし、以後も同様とします。

3. 格納品の範囲

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券、株券その他有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属・宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

- ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
- ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

4. 利用目的の確認

(1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第3条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。

(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

5. 使用料

(1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、自動引落しのうえ使用料に充当します。

なお、新規契約時には契約日の属する月を1か月として、その月から月割計算によりお支払いください。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から契約期間満了日の属する月までの使用料を月割計算により返戻します。

6. 鍵・カードの保管

(1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫職員立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

(2) カード式電動貸金庫の場合は、借主に貸金庫の開閉等に使用する貸金庫カードを発行しますので、借主が保管してください。

7. 貸金庫の開閉等

(1) 入室から利用、退室まですべて利用者自身で行ってください。

(2) 貸金庫室への入退室にあたっては、貸金庫カードと暗証番号により行ってください。

(3) 貸金庫の開閉は、利用者が正鍵を使用して行ってください。

(4) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

8. 届出事項の変更等

(1) 印章、名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の手続きにより届出てください。

この届出の前に生じた原因により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 届出のあった名称、住所あてに当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着もしくは到達しなかったときでも

通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. 貸金庫カード、印章および鍵の喪失時等の取扱い

- (1) 貸金庫カード、印章もしくは正鍵を紛失または毀損した場合、その他、暗証番号の失念等、ご利用に支障をきたすような場合は、直ちに当金庫所定の手続きにより届出てください。
- (2) 貸金庫カード、正鍵を紛失または毀損した場合は、別に定めるカード再発行手数料または錠前等の取替えに要する費用をお支払いください。

なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

10. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により借主について、補助・補佐・後見が開始されたときは、直ちに後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当金庫に届出てください。また、借主の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された時も、同様に当金庫に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当金庫へ届出てください。
- (3) すでに補助・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当金庫に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当金庫に届出てください。
- (5) 前4項の届出前に当金庫の過失なく、借主もしくは後見人等の行為能力に制限がないと判断し行った貸金庫の使用については、借主およびその補助人、保佐人、後見人、任意後見人もしくは借主の承継人は取消を主張しません。

11. 暗証照合等

カード式電動貸金庫の場合、暗証入力装置利用の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、開庫その他の取扱いがなされた場合は、貸金庫カードまたは暗証番号につき、偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力による事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主の責に帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害について賠償していただきます。
- (4) 当金庫は、上記以外の理由で生じた損害について、当金庫の責めに帰す場合を除き責任を負いません。

13. 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第14条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

14. 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、貸金庫カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。

なお、貸金庫カード、正鍵または届出の印章を紛失または毀損した場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。

- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。

第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①借主が使用料を支払わないとき

②借主について相続の開始があったとき

③借主の責に帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えた場合またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

⑤借主がこの規定に違反したとき

- ⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
- ⑦本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれのあると認められるとき
- ⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第4条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
- ⑨マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、不正な目的で利用され、またはおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。
- ①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②借主が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A. 暴力団、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）
- B. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- C. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- D. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- E. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- F. 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 第2項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第5条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちにお支払いください。
- なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。
- なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合は、不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第お支払いください。
15. 貸金庫の修繕、移転等
- 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
16. 緊急措置
- 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
17. 譲渡、転貸等の禁止
- 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
18. 規定の変更
- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の

規定に基づき変更するものとします。

- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

令和8年6月1日現在